

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：中野区】

|                 |   |
|-----------------|---|
| 機関名称            | 中野区消防団運営委員会   |
| 機関種別            | 附属機関  |
| 設置根拠<br>法令等     | 特別区の消防団の設置等に関する条例第3条  |
| 設置年月日           | 昭和38年7月25日  |
| 機関の目的<br>・所掌内容  | (目的) 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行う。<br>(所掌内容) 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。<br>1 消防団の組織に関すること。<br>2 消防団員の確保に関すること。<br>3 消防団員の待遇改善に関すること。 |
| 委員数             | 16人<br>(うち、女性委員数 3人)  |
| 会議公開            | 公開  |
| 会議<br>非公開理由     | —   |
| 議事録公開           | 公開  |
| 議事録を非公開とする場合の理由 | 審議内容に個人情報や企業・団体等の機密情報が含まれる場合には、委員会に諮り了承を得ることで、非公開又は一部非公開とする場合がある。   |
| 備考              | —   |
| HPのURL          | 中野区ホームページ<br><a href="http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp">www.city.tokyo-nakano.lg.jp</a>   |
| 問い合わせ先          | 中野区総務部防災危機管理課<br>電話番号：03-3228-8932 FAX番号：03-3228-5658   |